最終更新日:2016年7月6日
日邦産業株式会社
代表取締役社長　岩佐　恭知
問合せ先:取締役　コーポレート本部長　三上　仙智
証券コード:9913
http://www.nip.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたしました。
また、当社は基本理念の一つとして「異色ある価値創造企業として、広く顧客の信頼を集め、株主、社員の満足度を高め、社会に貢献し続ける」ことを経営理念に謳っており、株主をはじめ各ステークホルダーから確固たる信頼を得るためにも、コーポレート・ガバナンスの充実が必要不可欠であると考えております。
このコーポレート・ガバナンスを「株主に代わって、経営の適法性や効率性等をチェックする仕組み」であると捉え、最も適した仕組みとして、当社は、株主総会及び取締役、取締役会、監査等委員、監査等委員会のほかに、会計監査人を設置しております。
取締役会は法令で定められた事項、経営に関わる重要事項の意思決定及び取締役の監督機関と位置付けており、原則として毎月2回開催しています。また、経営上重要な事項については、常勤取締役及び監査等委員長で構成された経営戦略会議において、事前に十分な審議を行ったうえで取締役会に上申することとしております。さらに、当社は執行役員制度を採用しており、執行役員は取締役会の決定及び取締役の指揮命令に従い、指定された担当業務の責任者として職責を十分に自覚し、責任を持って業務を執行しております。
監査等委員は、必要に応じて取締役、執行役員、管理職者及び社員に対して事業・業務等の監査を行っております。
会計監査人は、取締役が作成した財務諸表による企業内容の適正性や財務諸表作成過程における内部統制の有効性等を評価し、財務諸表の適否に係る意見表明(報告)といった情報提供の役割を担っております。
当社では、内部監査部門として内部監査室を設置しており、内部監査を通じて、問題点の指摘・改善勧告を行っております。
また、当社は、コンプライアンスを統括する組織として、社長をコンプライアンス担当最高責任者とし、コーポレート本部長をコンプライアンス・オフィサーとするコンプライアンス管理体制を構築しております。
さらに、不祥事の早期発見と予防のために、社内外に内部通報窓口を設置しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はJASDAQ上場企業として、コーポレートガバナンス・コードの基本5原則を遵守しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) 常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行	821,621	9.00
日邦産業社員持株会	619,145	6.78
株式会社三井住友銀行	274,000	3.00
石橋　仁至	268,700	2.94
田中　喜佐夫	250,982	2.75
日立化成株式会社	242,000	2.65
株式会社富士プレス	221,700	2.43
株式会社三菱東京UFJ銀行	216,480	2.37
大塚　眞治	207,529	2.27
田中　善慶	167,200	1.83

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ

決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

海外関連会社は各々の法律に基づき設立されているので、各国の法律に適合したコーポレート・ガバナンスが必要とされております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田中　喜佐夫	他の会社の出身者								○			
寺澤　弘	弁護士											
満澤　宏	他の会社の出身者					○						
林　高史	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中　喜佐夫		○	田中喜佐夫氏は、株式会社レイホー製作所の代表取締役社長であります。	＜選任理由＞ 田中喜佐夫氏は、株式会社レイホー製作所の代表取締役社長を務めており、同社での豊富な経験と見識を持って、当社の事業運営に助言を頂く事を期待して選任をしております。 ＜独立性・中立性＞ 当社と同氏の重要な兼職先である株式会社レイホー製作所との間に産業資材の取引がありますが、当社との人的関係又は資本的関係、その他の利害関係はありません。 なお、当社と同社との取引高は軽微であります。また、同氏は大株主でありますが、金融商品取引法第163条第1項に定める主要株主ではありません。 同氏は社外取締役としての職務を遂行する

				上で、当社の一般株主と利益相反が生じる事由はなく、独立性が高いと判断したため独立役員に指定しております。
寺澤　弘	○	○	寺澤弘氏は、弁護士であり、寺澤綜合法律事務所の所長であります。	＜選任理由＞ 寺澤弘氏は、弁護士としての豊富な経験と見識を持って、当社の事業運営に助言を頂くことを期待して選任しております。 ＜独立性・中立性＞ 当社と同氏の重要な兼職先との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係、その他の利害関係はありません。 同氏は社外取締役（監査等委員）としての職務を遂行する上で、当社の一般株主と利益相反が生じる事由はなく、独立性が高いと判断したため独立役員に指定しております。
満澤　宏	○		満澤宏氏は、日立化成株式会社の関西支社長であります。当社と同社との間には、定常的に産業資材の取引があります。	＜選任理由＞ 満澤宏氏は、日立化成株式会社につとめられており、同社での豊富な経験と見識を持って、当社の事業運営に助言を頂くことを期待して選任しております。 ＜独立性・中立性＞ 当社と同氏の重要な兼職先である日立化成株式会社との間には定常的に産業資材の取引がありますが、同氏個人が直接利害関係を有するものではありません。また、関係強化を目的として当社は同社の株式113,800株を保有しており、同社は当社の株式242,000株を保有しておりますが、人的関係又はその他の利害関係はありません。
林　高史	○	○	林高史氏は、公認会計士並びに税理士であり、ヴェリタスアカウンティングファーム林公認会計士事務所の代表であります。	＜選任理由＞ 林高史氏は、公認会計士並びに税理士としての豊富な経験と見識を持って、当社の事業運営に助言を頂くことを期待して選任しております。 ＜独立性・中立性＞ 当社と同氏の重要な兼職先との間に、人的関係、資本的関係又は取引関係、その他の利害関係はありません。 同氏は社外取締役（監査等委員）としての職務を遂行する上で、当社の一般株主と利益相反が生じる事由はなく、独立性が高いと判断したため独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	なし

現在の体制を採用している理由 更新

監査等委員の職務を補助するための使用人は当面置かないものの、監査等委員が補助使用人を必要とするときには、これを置くものとする。その補助使用人は、取締役から独立していることが担保されるものとする。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、内部監査機能の充実、強化を図るため、監査等委員長1名、非常勤監査等委員3名（内、社外取締役3名）の4名で構成された監査等委員会と、内部監査室を設置しております。内部監査室長は、監査計画を監査等委員長並びに会計監査人に対し事前に通知するとともに、監査結果を定期的に報告し、監査状況の共有に努めております。また、監査等委員長及び内部監査室は会計監査人による監査に必要に応じて同行する等、緊密に連携をとり効率的な監査を実施しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

当社と社外取締役田中喜佐夫氏の重要な兼職先である株式会社レイホー製作所との間には産業資材の取引がありますが、取引高は軽微であります。また、同氏は大株主でありますが、金融商品取引法第163条第1項に定める主要株主ではありません。同氏は社外取締役としての職務を遂行する上で、当社の一般株主と利益相反が生じる事由はなく、独立性が十分に確保できると判断しております。
当社と社外取締役(監査等委員)寺澤弘氏、社外取締役(監査等委員)林高史氏との間には、人的関係、資本的又は取引関係その他の利害関係はなく、当社の一般株主と利益相反が生じる事由はなく、独立性が十分に確保できると判断しております。
田中喜佐夫氏、寺澤弘氏及び林高史氏の地位を明確にするため、独立役員として届け出ております。
なお、当社と社外取締役(監査等委員)満澤宏氏の重要な兼職先である日立化成株式会社との間には定常的に産業資材の取引がありますが、同氏個人が直接利害関係を有するものではありません。また、関係強化を目的に当社は同社の株式113,800株を保有しており、同社は当社の株式242,000株を保有しておりますが、人的関係及びその他の利害関係はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役個々の報酬につきましては、取締役会の協議により決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

役員ごとの報酬等の総額につきましては、1億円以上の報酬等を支給している役員はおりませんので記載を省略しております。
取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、平成28年6月24日開催の第65期定時株主総会において年額2億5千万円以内(うち社外取締役分2千5百万円以内)と決議しております。なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の定めはありませんが、取締役(監査等委員である取締役を除く。)個々の報酬につきましては、取締役会の協議により決定しております。
監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成28年6月24日開催の第65期定時株主総会において年額5千万円以内と決議しております。なお、監査等委員である取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の定めはありませんが、監査等委員である取締役個々の報酬につきましては、監査等委員の協議により決定しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役のサポートは業務分掌に基づき経営企画部が行っております。取締役会において積極的な意見表明ができるように付議事項等を事前に配付し、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

このコーポレート・ガバナンスを「株主に代わって、経営の適法性や効率性等をチェックする仕組み」であると捉え、最も適した仕組みとして、当社は、株主総会及び取締役、取締役会、監査等委員、監査等委員会のほかに、会計監査人を設置しております。

取締役会は、社外取締役4名を含む9名で構成しております。取締役会は法令で定められた事項、経営に関わる重要事項の意思決定及び取締役の監督機関と位置付けており、原則として毎月2回開催しています。また、経営上重要な事項については、常勤取締役及び監査等委員長で構成された経営戦略会議において、事前に十分な審議を行ったうえで取締役会に上申することとしております。さらに、当社は執行役員制度を採用しており、執行役員は取締役会の決定及び取締役の指揮命令に従い、指定された担当業務の責任者として職責を十分に自覚し、責任を持って業務を執行しております。

監査等委員会は、社外取締役3名を含む4名体制で構成しております。監査等委員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行の状況を監査するために取締役会等の重要会議へ出席し、また必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員、管理職者及び社員に対して事業・業務等の監査を行っております。

会計監査人は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が作成した財務諸表による企業内容の適正性や財務諸表作成過程における内部統制の有効性等を評価し、財務諸表の適否に係る意見表明（報告）といった情報提供の役割を担っております。

当社では、内部監査部門として内部監査室を設置しており、内部監査を通じて、問題点の指摘・改善勧告を行っております。

また、当社は、コンプライアンスを統括する組織として、社長をコンプライアンス担当最高責任者とし、コーポレート本部長をコンプライアンス・オフィサーとするコンプライアンス管理体制を構築しております。

さらに、不祥事の早期発見と予防のために、社内外に内部通報窓口を設置しております。

役員の報酬決定については、平成28年6月24日開催の第65期定時株主総会において限度額を取締役（監査等委員である取締役を除く。）は年額2億5千万円以内（うち社外取締役分2千5百万円以内）、監査等委員である取締役は年額5千万円以内と決議しております。個々の報酬について算定方法の決定に関する方針の定めはありませんが、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は取締役会の協議により、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員の協議により決定しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、基本理念の一つとして「異色ある価値創造企業として、広く顧客の信頼を集め、株主、社員の満足度を高め、社会に貢献し続ける」ことを経営理念に謳っております。株主をはじめ各ステークホルダーから確固たる信頼を得るためにも、コーポレート・ガバナンスの充実が必要不可欠であると考えております。

現状の体制は、コーポレートガバナンスに資する体制であると確信しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、より多くの株主が株主総会に参加できるよう、集中日を回避して株主総会を開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算（年度・第2四半期）の2回/年　開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算（年度・第2四半期）説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部内にIR室を設置しております。	
その他	不定期でありますが、個人投資家向け、機関投資家向けの会社説明会を開催しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「異色ある価値創造企業として広く顧客の信頼を集め、株主・社員の満足度を高め、社会に貢献し続けるものである」と経営方針を定め、毎週全社員で唱和し、確認をしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	行動憲章に「環境保全活動への取り組み」を定め、地球環境の保全が人類共通の重要課題のひとつであると認識し、〝ゼロエミッション〟を基本に〝地球と人にやさしいグリーンカンパニー〟を目指し行動しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、個人情報及び企業秘密情報の保護をはかるとともに、企業情報を正確かつタイムリーに開示することを「行動憲章」並びに各種情報管理規定に定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、平成28年6月24日に開催した取締役会において、会社法第362条及び会社法施行規則第100条に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務並びに当社及び当社の子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関して、次のとおり決議した。

1. 取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1） コンプライアンスに関する基本的方針として「コンプライアンス宣言」及び「行動憲章」を採択し、業務遂行上遵守すべき規範として「コンプライアンス規程」等を制定し、取締役を筆頭にして、これらを実践することとした。
（2） 取締役会は、「取締役会規則」を定め、各取締役の職務執行を監督し、監査等委員会は、「監査等委員会規則」を定め、取締役の職務執行について監査することとした。
（3） コンプライアンス推進体制の構築、社内通報制度、内部監査等を通じて、取締役の法令及び定款の遵守の徹底を図る体制を構築した。

2. 取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制
（1） 法令等、及び社内諸規定に従い、株主総会・取締役会・監査等委員会の議事録その他重要文書を保存、管理し、法令により閲覧に供し開示する。
（2） 企業秘密情報については、「企業秘密管理規程」を定め、管理責任者を置き、同情報への、内・外部からのアクセスを防止し、漏洩を完封する。
（3） 「個人情報管理規程」を定め、個人情報も同様に保護する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1） 取締役会の下に「内部統制推進本部」を設置し、常に損失の危険を予知する体制を整備し、損失危機に適切かつ迅速に対応する。同推進本部長にはコーポレート本部長があたる。
（2） 損失の危機を管理するため「リスク管理基本規程」を制定し、個別のリスク毎に管理マニュアルを作成し、リスクの発生を未然に防止するとともに、発生したリスクへの的確な対応、速やかな回復を図る。
（3） 取締役会は、内部統制システムを整備し、各取締役の損失危険管理への対応・運用状況につき監督、監視及び検証する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1） 経営方針その他の取締役会規則に定める重要事項の審議は、常勤取締役と監査等委員長から成る「経営戦略会議」で行い、そこで内定したものをたたき台として、最終的に「取締役会」で決定する。
（2） 当社において、「役員の職務執行等に関する規則」、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」により、取締役の各業務執行にかかる責任を明確にし、各取締役にそれぞれ定められた業務を信義誠実にして忠実に行わせる。
（3） 当社の常勤取締役は「取締役会」「経営戦略会議」「経営協議会」に、非常勤取締役は「取締役会」「拡大経営協議会」に出席し、取締役は職務の執行状況を相互に監督し、監査等委員も取締役の職務を監査する。

5. 執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
（1） 前記1の「取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制」中の、「取締役」の定めを「執行役員及び使用人」に読み代えるものとする体制の整備が完了している。
（2） 業務規程としては次のものが定められている。
a. 内部監査規程
b. 経理規程
c. 予算管理規程
d. 原価計算規程
e. 与信管理規程
f. 稟議規程
g. 規定管理規程
h. 有価証券取扱規程
i. 文書管理規程
j. 印章管理規程
k. 業務車両管理規程
l. 発明・考案等取扱規程
m. 安全保障輸出管理規程
n. 品質マネジメント基本規程
o. 環境マネジメント基本規程
（3） 「就業規則」等を完備し、執行役員及び使用人に就業規則に定める服務規律を遵守させている。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1） 「関係会社管理規程」、「管理職制度規程」及び「当社子会社間取引に関する基準規程等」を定め、子会社の取締役、監査役及び使用人を管理し、当社が直接子会社取締役等に対し指示命令をする体制を整備している。
（2） 当社の監査等委員及び内部監査室が子会社の監査をそれぞれ定期的に行う体制を整備している。

7. 監査等委員の職務を補助する使用人について
監査等委員の職務を補助するための使用人は当面置かないものの、監査等委員が補助使用人を必要とするときには、これを置くものとする。その補助使用人は、取締役から独立していることが担保されるものとする。

8. 取締役、執行役員及び使用人が監査等委員に報告をするための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制
（1） 取締役会には全監査等委員が出席し、経営戦略会議、経営協議会等当社の重要会議には監査等委員長が出席し、取締役はこれらの重要会議において職務執行状況につき、これらを監査等委員に対し報告する。
（2） 社内通報制度による通報情報は、速やかにすべてが監査等委員に報告される。

9. その他監査等委員の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
（1） 内部監査室は、監査計画及び監査結果を監査等委員に報告し、実効ある監査等委員監査に資する。
（2） 監査等委員監査の有効性を確保するため、「監査等委員会規則」を定め、取締役、執行役員及び社員並びに子会社の取締役、監査役及び使用人から当社監査等委員への報告を確実に実施させる。
（3） 子会社の取締役及び使用人は、当該子会社の監査役から当該子会社の業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
（4） 内部通報のみならず、監査等委員に報告を行った当社グループの取締役、監査役及び使用人は、当該報告をしたことを理由として不利な

取扱いを受けることはない。

(5) 当社は、監査等委員が、その職務の執行について費用の前払い等の請求をした場合は、速やかに当該費用の支払いを行う。但し、その支出の必要性と必要額について、後日経営企画部のチェックを受けることがある。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、社会的秩序や企業の健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力との一切の関係を排除することを基本方針としており、コンプライアンス規程等にその旨を定めております。

また、対応部署をコーポレート本部とし、顧問弁護士、所轄警察及び企業防衛対策協議会等の外部機関と連携し、反社会的勢力による企業活動への関与や当該勢力による被害を防止する体制を整備するとともに、コンプライアンスガイドブックをもって社員教育をすすめております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――